

令和5年度 フロン対策講習会

# 都の取組と立入指導状況等について

---

# 目次

---

1. フロンの現状と法規制
2. フロンの削減に向けた都の取組
3. 立入指導事例
  - 3-1. 事業所への立入指導事例（機器使用時）
  - 3-2. 解体現場への立入指導事例（機器廃棄時）
  - 3-3. 充填回収業者への立入指導事例

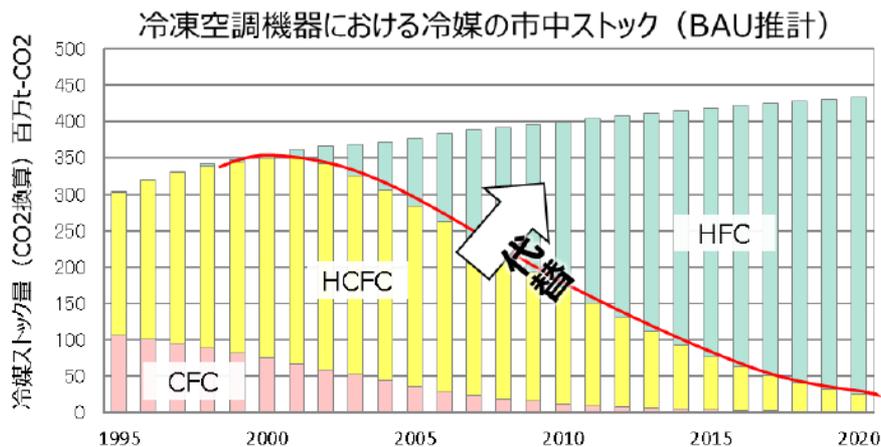
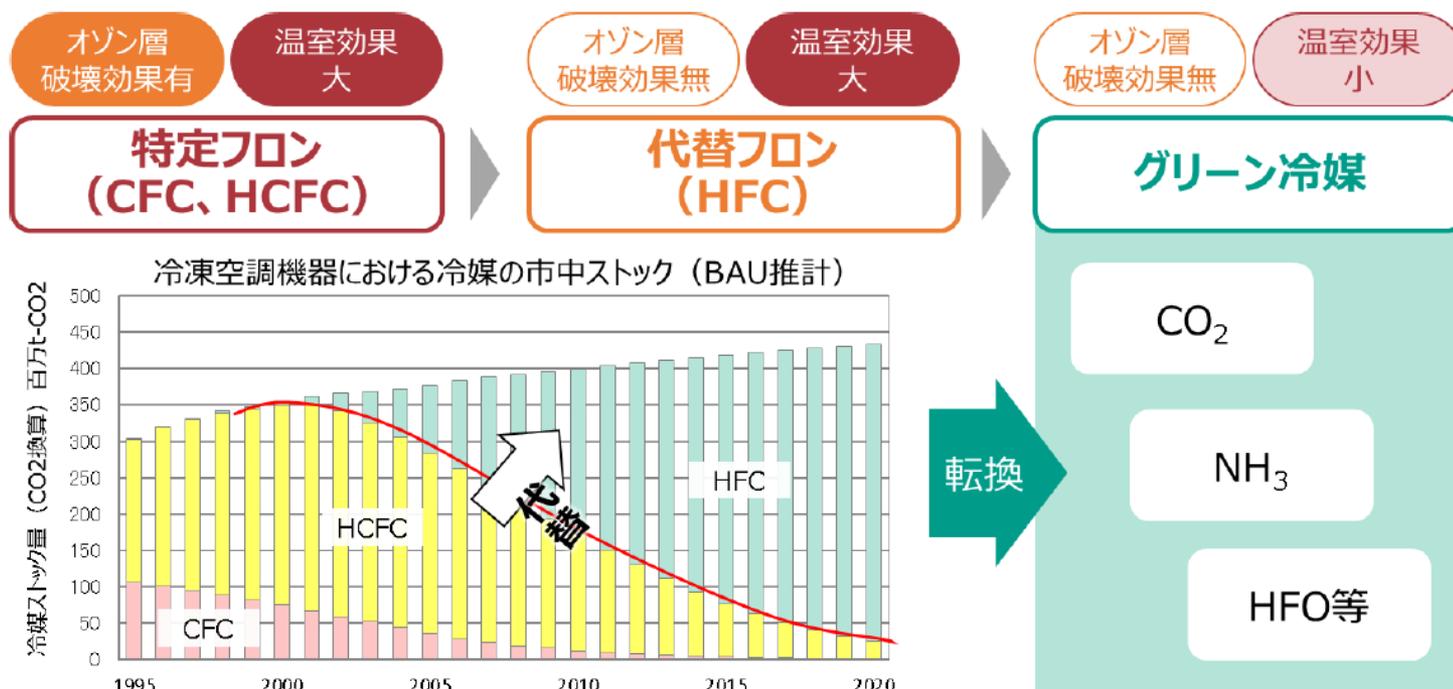
# 目次

---

1. フロンの現状と法規制
2. フロンの削減に向けた都の取組
3. 立入指導事例
  - 3-1. 事業所への立入指導事例（機器使用時）
  - 3-2. 解体現場への立入指導事例（機器廃棄時）
  - 3-3. 充填回収業者への立入指導事例

# フロンの変遷

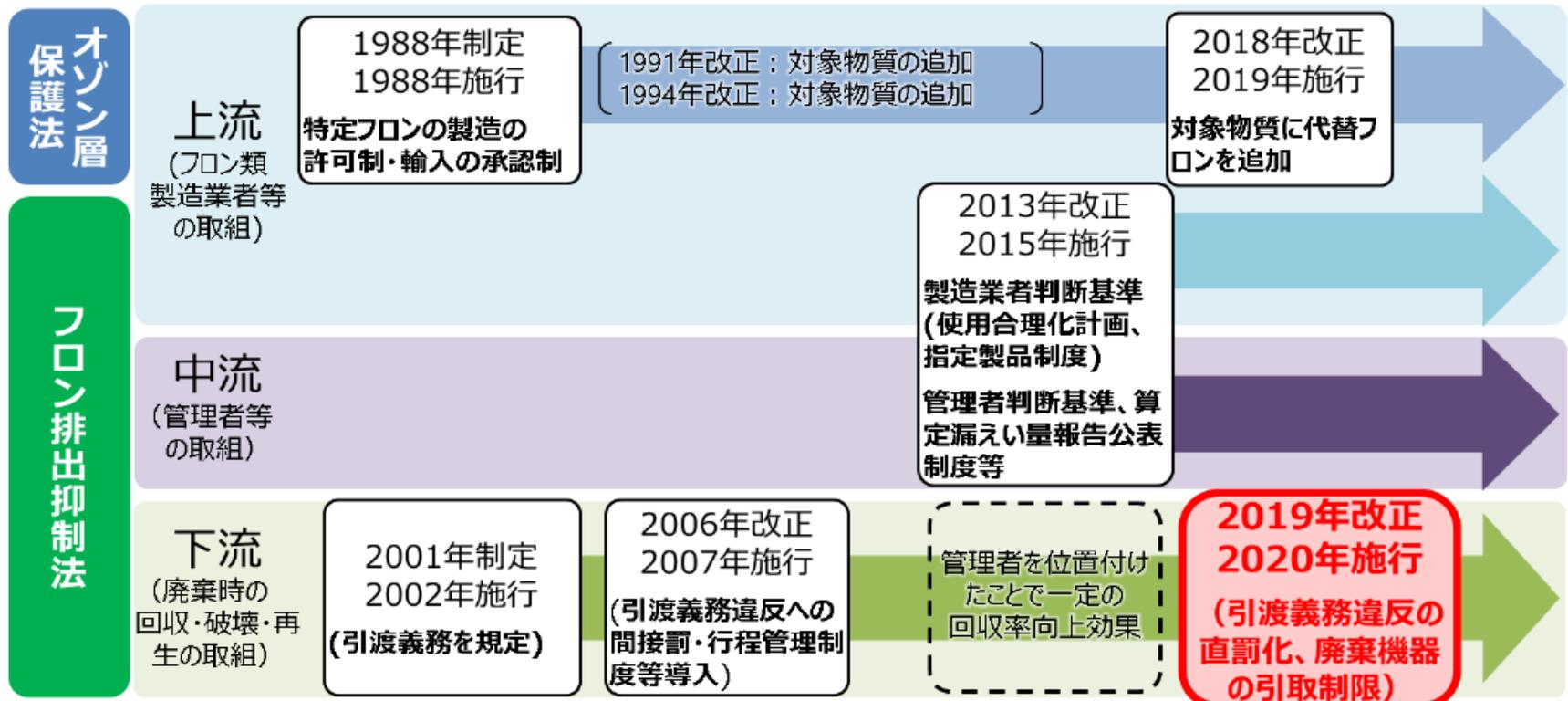
- フロンは、エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒等、様々な用途で活用
- オゾン層を破壊する「特定フロン」からオゾン層を破壊しない「代替フロン」への転換が進んだが、温室効果は非常に大きい
- 「代替フロン」の排出抑制と「グリーン（ノンフロン）冷媒」への早期の転換が必要



※フロン分野の排出推計においては、現状の対策を継続した場合の推計を示す。

# フロンに関する法規制

- モントリオール議定書（キガリ改正を含む）を受けて法規制を実施
  - オゾン層保護法：特定フロン及び代替フロンの製造・輸入等を規制
  - フロン排出抑制法：製造や輸入等の上流、機器使用中流、機器廃棄時（回収・破壊・再生）の下流のライフサイクル全般を規制



# 目次

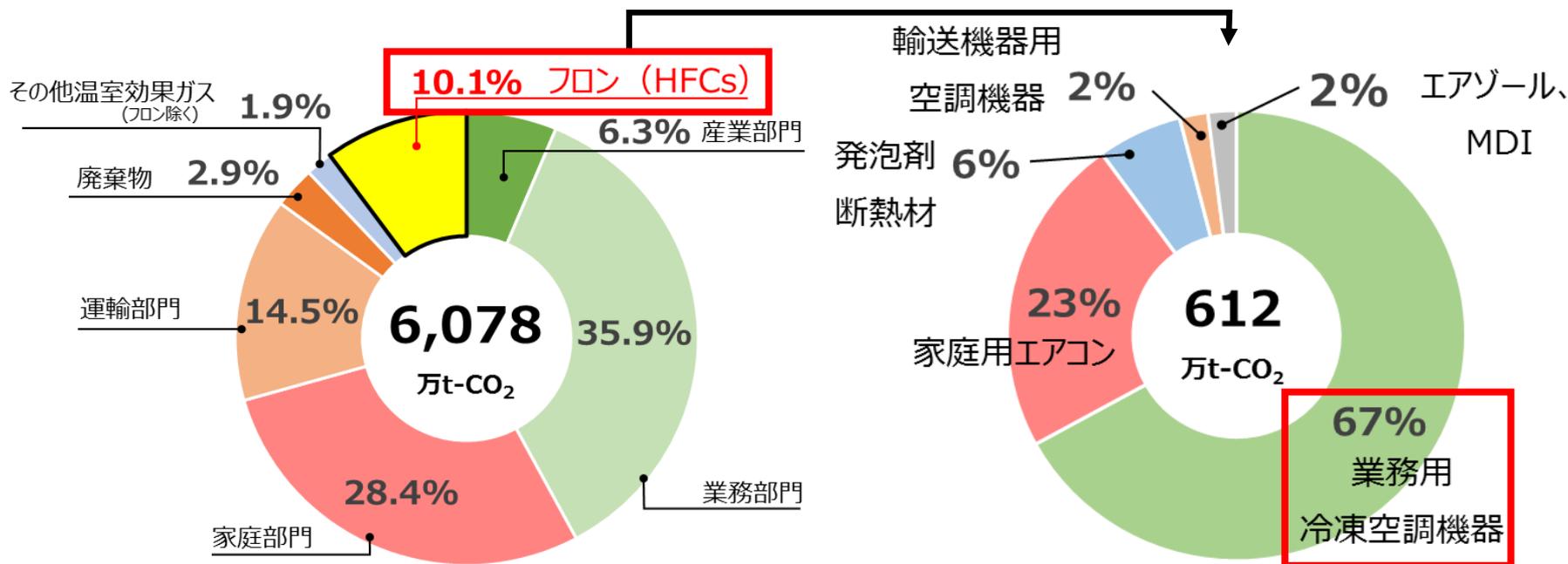
---

1. フロンの現状と法規制
- 2. フロンの削減に向けた都の取組**
3. 立入指導事例
  - 3-1. 事業所への立入指導事例（機器使用時）
  - 3-2. 解体現場への立入指導事例（機器廃棄時）
  - 3-3. 充填回収業者への立入指導事例

# 都内のフロン排出状況

- 都内温室効果ガス排出量のうち、フロンの割合は約1割
- フロンの排出量のうち、**業務用冷凍空調機器**が約7割を占める。  
使用時=配管の腐食や不十分な点検整備  
廃棄時=フロン回収の未実施、不適正な処理 等が主な原因

〔都内温室効果ガス排出量(2021年度速報値)〕



# 都のフロン削減目標

- 都は、2050年のゼロエミッション東京の実現に向け、2030年までに都内温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを目指し、各種取組を加速
- 令和4年9月に改定した「**東京都環境基本計画**」では、フロン排出量の2030年削減目標を、2014年度比で35%⇒65%に引き上げ

## 施策の方向性

機器のライフサイクル全般にわたる排出削減対策を国や事業者等と連携して促進（主な対策：使用時、廃棄時、ノンフロン化）

## 2050年のあるべき姿

### フロン排出量ゼロ

…フロン機器の徹底管理により、使用時・廃棄時の漏えいゼロを実現  
ノンフロン機器の普及拡大により、フロン使用機器を大幅削減

## 2030年目標

### フロン（HFCs）排出量（2014年度比）65%削減

…フロン漏えいゼロに向けた取組が定着  
機器のノンフロン化が進み、多くの製品が市場に流通



# 都の主な施策

分野	主な取組
使用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小事業者へのアドバイザー派遣（H30～R2）</li> <li>● 削減対策モデル事業（大規模事業者）（R3～R4）</li> <li>● フロン使用時漏えいゼロプラン（R5～R7） フロン漏えい早期点検・修理事例収集、普及啓発</li> <li>● 先進技術等を活用したフロン排出削減事業（実証事業）（R4～R6）</li> <li>● フロン機器管理者への立入強化（大量排出者等）（R5～R7）</li> </ul>
廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 解体工事現場集中立入（R2～R4）</li> <li>● 建築解体現場等への立入強化（重点対象事業者等）（R5～R7）</li> <li>● 回収率の向上対策（実態調査、普及啓発）（R5）</li> </ul>
ノンフロン機器への転換等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ型ノンフロン機器導入促進補助（H31～）</li> </ul>
都庁率先行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機器管理の徹底、ノンフロン機器・低GWP機器の導入（R4～R6）</li> <li>● 管理者業務のDX化（RaMSの導入）（R5～）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フロン対策講習会、点検方法等の動画配信等（毎年）</li> </ul>

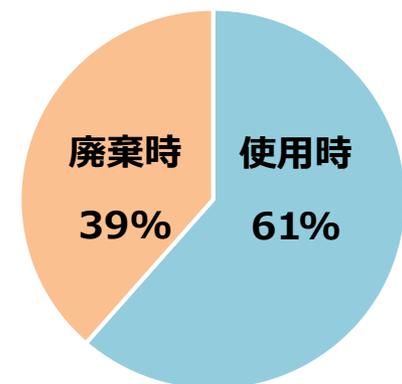
# 目次

1. フロンの現状と法規制
2. フロンの削減に向けた都の取組
3. **立入指導事例**
  - 3-1. **事業所への立入指導事例（機器使用時）**
  - 3-2. 解体現場への立入指導事例（機器廃棄時）
  - 3-3. 充填回収業者への立入指導事例

**機器管理者**

# 管理者立入検査について

- 機器使用時の漏えいが、フロン排出量の約6割
- 都はR5からフロン対策指導員（フロンGメン）を増員し、管理者への立入検査も強化
- 都内で算定漏えい量の多い管理者から事業所への立入検査を順次実施
- 立入検査では、管理者の判断基準等について確認
- 原則として事前資料提出の上、現地で書類や機器等の確認を実施



業務用冷凍空調機器  
使用時・廃棄時のフロン  
(HFCs) 排出量割合  
(2021年度)



# 管理者立入検査のチェックポイント

管理者の判断基準への適合を検査する。

そのほか、廃棄時の行程管理票、算定漏えい量についても確認する。

## 〈 管理者への立入検査のチェックポイント（抜粋） 〉

検査項目	根拠規定 (管理者の判断基準)
簡易点検が、法定の頻度で行われている。	第二、1、(1)
定期点検が、法定の頻度で行われている。	第二、2、 (1)、(2)、①
漏えい又は故障等を確認したときは、修理等が完了するまでフロン類を充填することを委託してはならないことが遵守されている。	第三、2
第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る事項を記載した点検記録簿を備え、第一種特定製品廃棄後3年経過するまで保存されている。	第四、1・2
第一種特定製品に充填されているフロン類の種類及び量が記録されている。	第四、1、(3)
第一種特定製品の点検日、点検者並びに点検の内容及びその結果が記録されている。	第四、1、(4)
第一種特定製品の修理日、修理実施者、修理の内容及びその結果が記録されている。	第四、1、(5)

# 事例 1 簡易点検・定期点検について

○ 簡易点検、定期点検が実施されていない機器がある。

※全ての機器で実施されていない、ということはまだで、一部の機器で実施されていない、というケースが多い。

## 【管理者の判断基準】

- 全ての第一種特定製品について、3カ月に1回以上の簡易点検の実施が必要
- 圧縮機の定格出力7.5kW以上の第一種特定製品について、1年に1回以上（50kW未満の空調機器は3年に1回以上）、十分な知見を有する者による定期点検の実施が必要

## 【不適正な例】

- 機器リストと簡易点検の実施記録を突合した結果、簡易点検が実施されていない機器があった。
  - 点検記録を作成しているだけで、実際は機器ごとの確認を行っていない。
- 運転休止中の機器について、簡易点検が実施されていない。
  - 全く管理されておらず放置状態であった。
- 7.5kW以上50kW未満の空調機器について、3年以上定期点検を実施していなかった。
  - 定期点検が必要なことが、担当者交代時に引き継がれていない。

## 事例2 点検・整備記録簿について

- 必要な機器情報が適切に把握されていない。
- 点検・整備記録簿に、漏えい、修理、充填の記録がない。

### 【管理者の判断基準】

- 第一種特定製品ごとに、点検・整備に関する事項を記載した記録簿（電子も可）を備え、当該機器の廃棄（冷媒の引渡し完了日）から3年を経過するまで保存すること。
- 点検・整備記録簿への記載事項
  - ✓ 管理者の名称、設置場所の住所
  - ✓ 第一種特定製品を特定するための情報（型番・型式、用途、定格出力等）
  - ✓ 充填されているフロン類の種類及び量（初期充填量、設置時追加充填量）
  - ✓ 点検・修理に関する事項、充填・回収に関する事項 等

### 【不適正な例】

- 充填されているフロン類の量が、点検・整備記録簿に記載されていない。  
→漏えいがあった際にどの程度（何割程度）漏れたのか、管理者が把握できない。
- 充填証明書が保存されており、初期充填量と同程度の充填が行われている。  
しかし、点検・整備記録簿に、漏えい、修理、充填の記録がない。  
→適切に修理された後、充填されていることが確認できない。

# 事例3 漏えい時の措置について

○ 漏えいがある場合に、修理することなく充填が行われている。

## 【管理者の判断基準】

- 漏えい又は故障を確認したときは、修理を行うまでフロン類を充填することを委託してはならない。

## 【不適正な例】

- 同じ機器で、短い期間で複数回充填が行われているが、そのことを管理者自身が認識していない。  
→機器ごとの過去の履歴を確認していない。  
なお、漏えい箇所の特定・修理が著しく困難な場合については、客観的な根拠を示す必要がある。

## 【罰則】

- 管理者の判断基準に関して、都道府県からの命令に違反の場合、50万円以下の罰金（7.5kW以上の機器を有する場合）

## 【充填に関する基準】

- 充填回収業者においても、漏えい・故障を確認した場合に、修理を行うまでフロン類の充填は禁止されている。（法第37条第3項）
- 都道府県からの命令違反の場合、50万円以下の罰金

# 今後の管理者への立入検査について

これまでの立入検査の結果では、管理者の判断基準を全く遵守できていないケースは少ない。一方で、都内のフロン漏えい量を大きく低減するには至っていない。

⇒使用時のフロン漏えいを抑制するために

検査対象の拡大（特定漏えい者以外の中規模の事業者）と、より緻密な機器管理を実現するためのきめ細かな指導を行う。

〈 事前提出資料（機器リストと機器別冷媒漏えい量） 〉

※以下の事前提出資料を基に、当日管理状況を確認する。

【第一種特定製品の機器情報と機器別冷媒漏えい量】														※立入検査を実施した事業所で管理する第一種特定製品全てについて、以下の情報と3ヶ年の機器別漏えい量をご回答ください。 ※行は適宜増やして記入して下さい。列の幅は変更して頂いて結構です。				※以下列の漏えい率は自動表示されます。		
管理者		対象事業所			立入検査年月日				合計	0.0	0.0	0.0	0.0	年間冷媒漏えい率						
例	管理上の機器ナンバー・名称等	室外機(圧縮機)設置場所	系統 (区分がある場合)	用途	機器種別	メーカー	型式	設置年月	冷媒種類	圧縮機出力 (kW)	(A)冷媒初期充填量kg	(B)冷媒設置時追加充填量kg	又は(A+B)冷媒保有量合計kg	冷媒漏えい量kg(実漏えい量)				備考		
														R2年度	R3年度	R4年度	R2年度		R3年度	R4年度
	A001、ショーケース1など	屋上	1階西	冷蔵(飲料)	別置型冷凍冷蔵ショーケース	〇〇〇〇	ABC-DE000FG	2010年4月	R410A	34.5	56.7	23.4	80.1	0	40	0		0%	50%	0%
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				

機器ごとの簡易点検、定期点検の記録を確認

機器情報の把握状況を確認

漏えい量、漏えい率の多い機器から充填・修理記録を確認

# 都庁へのRaMSの導入

- 都有施設の第一種特定製品のさらなる適正管理・漏えい防止、および管理業務の効率化のため、今年度全庁的にRaMSを導入
- 都庁で管理する約3万機器のデータを登録、10月から運用を開始

## 〈RaMSのメリット〉

- RaMSを使用し、手続きやデータの登録を行うことにより、フロン排出抑制法を遵守できる。
- 保存の必要な書類が、自動的に電子保存される。
- 算定漏えい量報告の自動集計や、漏えい状況の詳細な分析が可能となる。

施設管理者 (株)東京環境機械設備テスト 東京都新宿区西新宿2丁目8番地1号	事業者 コード H481838908	施設管理者 (本社等) 必・住所 (株)東京環境機械設備テスト 東京都新宿区西新宿2丁目8番地1号
施設名称 東京環境機械設備テスト 会社情報から取得 履歴から選択	添付名 京機_OJ-02_B相込	設置製造者 日立 <small>→プルダウンメニューから選択 または手入力可能</small>
施設住所 〒183- <input type="text"/> 8001 <input type="text"/> 住所検索 [東京都] <input type="text"/>	設置年月日 -- -- -- -- -- -- -- -- -- --	分類 コンデンシングユニット(冷凍・冷蔵)
代表電話 03-3388-3471	設置年月日 -- -- -- -- -- -- -- -- -- --	用途 冷凍用・プロセス冷却用
施設管理 担当者 東京環境機械設備 岡本 隆志 03-3388-3471	設置年月日 -- -- -- -- -- -- -- -- -- --	製造番号 H444111TT
E-mail Yoshihisa_1j@bayashi@member.metro.tokyo.jp 追加送信E-mail: <input type="text"/>	設置年月日 -- -- -- -- -- -- -- -- -- --	型式 <input type="text"/>
備考	設置年月日 -- -- -- -- -- -- -- -- -- --	使用容量 R12 GWP:10200

機器廃棄の場合は本記号欄への登録は不要です。代わりに行程管理票を作成し、最初に施設管理番号を入力してください。

### 2. 漏れ点検・整備・回収・充填記録

→記録簿(印刷)の作成や印刷は別途するようになります。  
 →印刷して作業後(その内容を変更した場合は「漏れ点検」に、新たな冷凍剤を充填した場合は「追加充填量」に記入して下さい。  
 『記録・廃止・保管』が「回収量」から「漏れ点検」に移動した場合は、自動計算されます。整備が0以外の値が表示される場合はそのままで、設備内の行程管理票が自動作成されます。(印刷)時出力欄の整備履歴からその設備の記録はなくなる場合は、点検・整備区分を「整備」に変更して下さい。  
 定期点検で設備点検も行う場合は、機器記録も記入して下さい。記入しない場合は記録簿が表示されません。

作業年月日*	点検・整備区分*	充填容量	回収量 kg*	残し充填量 kg*	追加充填量 kg*	設備・廃止・保管量	点検内容*	点検結果*
-- -- -- -- -- -- -- -- -- --	-- -- -- -- -- -- -- -- -- --	R12						
入力日の日付を記入								
漏れ・故障箇所	漏れ・故障原因	修理内容	直ちに修理困難な場合はその理由		修理予定日			
-- -- -- -- -- -- -- -- -- --	-- -- -- -- -- -- -- -- -- --	-- -- -- -- -- -- -- -- -- --	-- -- -- -- -- -- -- -- -- --		-- -- -- -- -- -- -- -- -- --			
備考*								
点検・回収履歴の名称と変更番号、修理履歴の名称と変更番号を必ず入力してください。								

一覧へ戻る

記録簿へ

一時保存

### 3. 点検の充填・回収状況

→設備毎に表示する自動集計されます。「初期充填量」は出荷時初期充填量と修理時追加充填量の合計で、「合計充填量」はのみ表示。  
 『合計回収量』は合計回収量と「合計回収量」の集計です。

充填容量	(備考) 蓄積化回収	初期充填量 kg	合計充填量 kg	合計回収量 kg	合計修理量 kg	排出量CO2 トン
--	--	--	--	--	--	--

### 4. 点検・整備・充填・回収履歴

→2欄に記入した内容が自動集計されます。但し作業員名情報は表示されません。充填量は、点検・追加充填の合計です。冷凍量に関する集計結果は3欄に表示されます。

状態	記録番号	作業年月日	点検・整備区分	回収量 kg	充填量 kg	点検内容	点検結果	漏れ・故障原因	漏れ・故障箇所	修理内容 (交換部品)	操作
完了	A001 新機	2023-02-03	出荷時初期充填量		100.00						履歴 再発行   編集
			設置時追加充填量	0.00		充填回収業者が-					

# 省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

東京都は冷媒にフロンを使用しない

「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成

対象者	中小企業者及び個人の事業者（リースを行う場合も含む）
対象機器	<p>① 冷凍冷蔵ショーケース（内蔵型・別置型） ② 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット ③ 冷凍冷蔵ユニット</p> <p>冷凍冷蔵ショーケース</p> <p>内蔵型 別置型</p> <p>冷凍冷蔵用/空調用チリングユニット</p> 
対象経費	助成対象機器の購入費、運搬据付費及び工事費
助成金の額	助成対象経費の <b>2分の1</b> （上限額 1,600万円/台、3,000万円/事業者） ※国等の補助がある場合は、その額を除く。
事業期間	令和4年度から令和6年度まで（助成金の申請は令和5年度まで）

# 目次

1. フロンの現状と法規制
2. フロンの削減に向けた都の取組
3. **立入指導事例**
  - 3-1. 事業所への立入指導事例（機器使用時）  
**機器廃棄実施者**
  - 3-2. **解体現場への立入指導事例（機器廃棄時）**
  - 3-3. 充填回収業者への立入指導事例

# 建物解体工事現場等への立入検査等

## ➤立入状況

- ・ 都では、令和2年のフロン排出抑制法の改正を踏まえ、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の設置が想定される解体工事現場等に3年間の集中立入を実施
- ・ 委託業者が立入調査を行い、主に指導が必要な現場等に都職員が立入検査を実施
- ・ フロン回収の法規制は浸透してきているが、まだ取組が不十分な事業者も散見される。

## 〔立入検査等の実績（件数）〕

	R 2	R 3	R 4
立入調検査等	4,958	4,163	4,375
立入調査（委託）	3,956	3,916	3,864
職員立入検査	1,002	247	511
（参考）勧告	4	30	6
（参考）警察による検挙	0	1	1

※ 延べ件数、島しょ等への電話調査を含む、工事中止・延期は除外

# 立入調査の実績〔件数〕（委託調査）

	R 2	R 3	R 4
立入調査	3,956	3,916	3,864
対面調査	1,830	1,590	2,015
事前確認結果説明書の交付	229	211	403
第一種特定製品の確認（立入時）	380	468	707
空調機器 ※ 1	427	460	622
冷凍冷蔵機器 ※ 1	243	214	82
その他※ 1	166	119	12
フロンの回収作業 ※ 2	459	645	882
回収前	41	66	132
一部回収（回収中）	17	28	33
回収済	283	407	564
時期の未定又は不明	118	144	153

※ 1 重複して保有している場合は、それぞれに計上

※ 2 管理者が直接回収した場合や機器搬出済の場合を含む

# 立入調査の結果

## ○ 事前確認結果説明書の交付

発注者に適正に交付 約 2 割

- ・ 最終報告時にまとめて交付
- ・ 住宅で家庭用機器しか存在しない
- ・ 発注者は、機器の廃棄を全て元請事業者に一任した契約を締結済
- ・ 発注者は、フロンの回収と機器の廃棄を元請以外の業者に依頼済

## ○ 第一種特定製品の確認状況

立入調査時に現場で第一種特定製品を確認 約 3 割

- ・ 調査した現場が住宅または小規模なビルで家庭用機器しか存在しない
- ・ 既に前の所有者が業務用空調機器等の撤去後に建物を売却

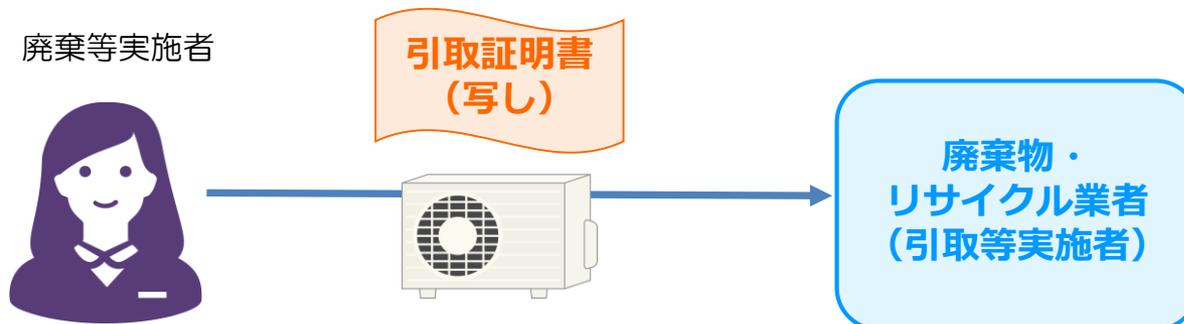
## ○ フロンの回収状況

立入調査時にフロンの回収作業を実施済 約 6 割

- ・ 建物解体工事に支障があるため、早い時期にフロン回収を実施
- ・ 現場作業員がフロンの回収状況（予定）を把握していないケースあり

# 事例 1 : 廃棄等実施者 <フロンの不適正処理>

- 廃棄等実施者が、フロンが充填されている機器を充填回収業者以外に引き渡して処理を行った。
- ・ 業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う場合は、充填回収業者にフロンの回収等の依頼又は同者へ引渡す必要があります。
- ・ 廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収後の業務用冷凍空調機器を引き渡す際は、必ず引取証明書（写し）を添付してください。



## 事例 2 : 元請業者 <事前確認結果説明書の不交付>

■ 建築物の解体工事において、事前確認結果説明書を発注者に交付していなかった。

- ・ 解体工事等を実施する際は、廃棄等実施者（発注者）に事前確認結果説明書を交付する必要があります。  
（発注者・元請業者とも3年間の保存義務があります。）
- ・ 事前確認結果説明書の交付が必要ないケースは、あずまや等冷凍空調機器が設置されない構造の建築物等に限られます。  
※業務用冷凍空調機器がない場合（住宅等）には、その旨を記載し、交付してください。

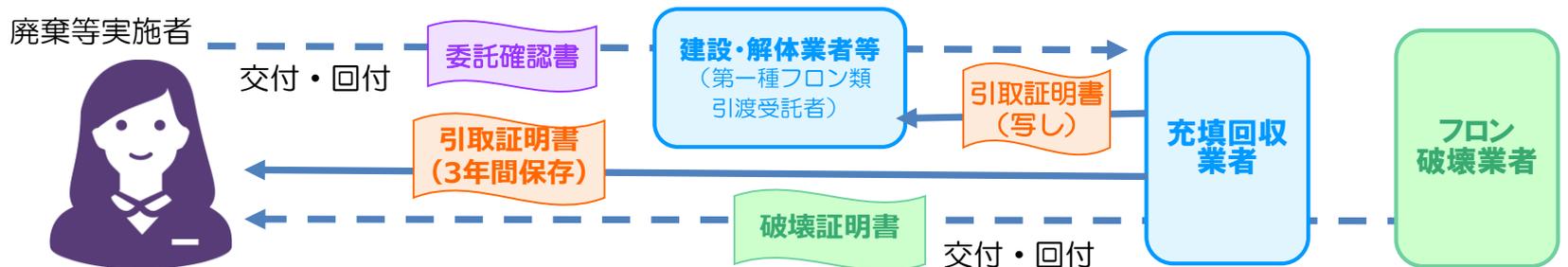
## 事例 3 : 充填回収業者 <廃棄時の不適正処理>

■ 充填回収業者が、廃棄する予定の機器を引取り、廃棄等実施者として行程管理票（引取証明書・回収依頼書等）の交付を行った。

- ・ 充填回収業者は廃棄等実施者では無く、同実施者から依頼を受けてフロンを回収する立場です。
- ・ 機器を所有していない人は、廃棄等実施者になることができないため、行程管理票を交付することはできません。
- ※ 入替等で下取りされる機器についても、当該機器を廃棄する場合は、原則、機器の所有者が回収依頼書を交付する必要があります。
- ※ 下取りされた機器を第三者が使用する場合は、点検整備記録簿を引き継ぐ必要があります。

## 事例4：充填回収業者＜引取証明書の不交付＞

- 充填回収業者は、廃棄等実施者から解体業者を通じて委託確認書の交付・回付を受けてフロンを回収したが、引取証明書を交付していなかった。
- ・ 引取証明書は、フロン回収後、速やかに交付する必要があります。  
(フロン破壊業者の発行する破壊証明書に記載の破壊量と、引取証明書の回収量は厳密に一致するとは限りません。廃棄等実施者は、引取証明書を速やかに受け取るようにしてください。)
- ・ 廃棄等実施者は、委託確認書の交付日から90日以内に引取証明書の交付が無い場合には、都道府県知事に報告する義務があります。



# 改正フロン排出抑制法に係る検挙事例①

## 事案概要

- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

## 違反内容

### (1) 自動車販売会社

- フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い
- ・法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
- ・罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

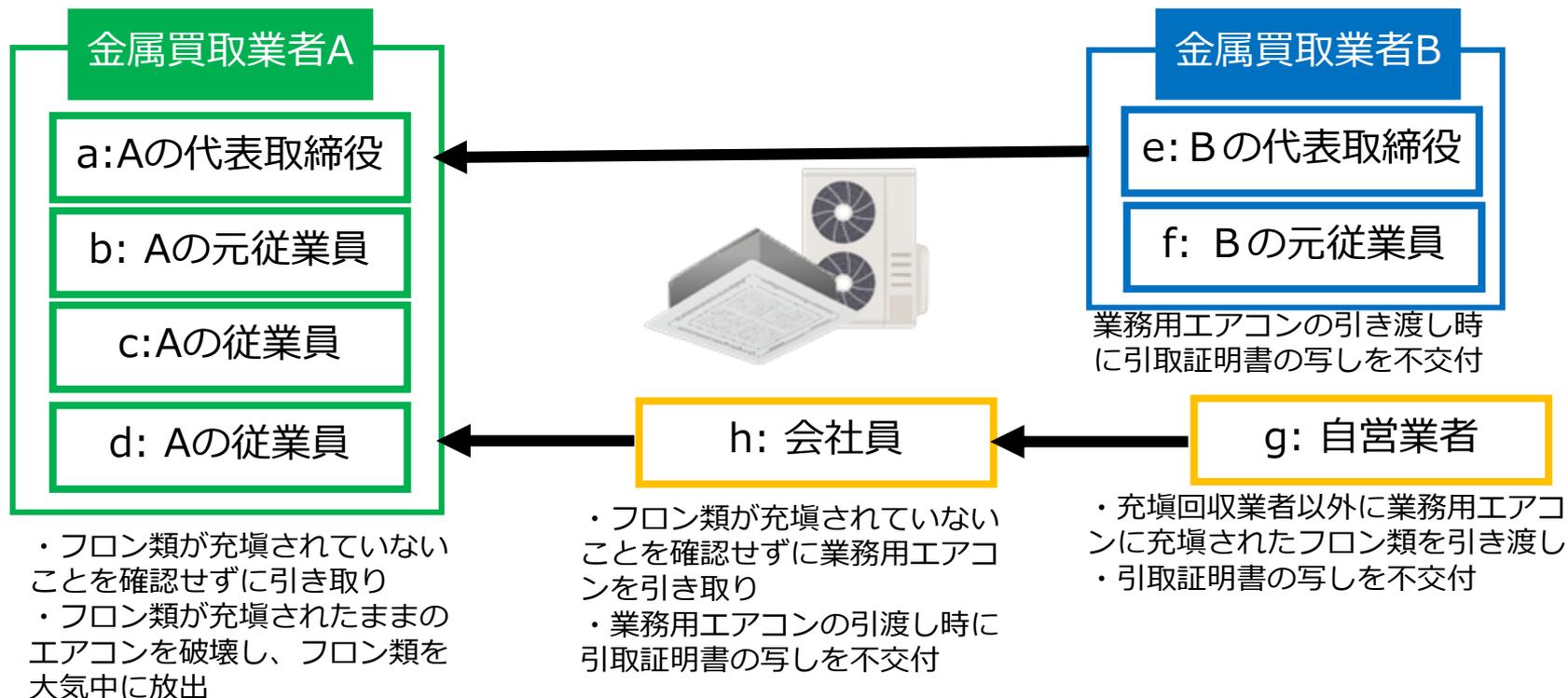
### (2) 建物解体業者

- エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い
- ・法第86条違反（みだり放出）
- ・罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

# 改正フロン排出抑制法に係る検挙事例②

## 事案概要

- 町田市の金属買取業者が、業務用エアコン内のフロン類が回収されたことを確認せずに機器を引き取り、重機で破壊した結果、フロン類を大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は金属買取業者の代表取締役とその社員等計4名を令和4年11月7日にフロン排出抑制法違反の疑いで逮捕。さらに、昭島市の金属買取業者の代表取締役とその社員等計4名及び被疑法人2社を令和4年11月9日に同法違反の疑いで東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後、同法違反容疑で逮捕者が出るのは全国初



# 改正フロン排出抑制法に係る検挙事例②

## 違反内容

### (1) 金属買取業者A、代表取締役a、社員等b,c,d

- 引取証明書等でフロン類が充填されていないことを確認せずに業務用エアコンを引き取った疑い
  - ・ 法第45条の2第4項（第一種特定製品の引取り等の制限）
  - ・ 罰則：法第104条第3号の規定により50万円以下の罰金
- 業務用エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で破壊し、大気中に放出させた疑い
  - ・ 法第86条違反（フロン類の放出の禁止）
  - ・ 罰則：法第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### (2) 金属買取業者B、代表取締役e、社員等f

- 業務用エアコンを引き渡した際に引取証明書の写しを交付しなかった疑い
  - ・ 法第45条の2第2項違反（引取証明書の写しの不交付）
  - ・ 罰則：法第105条第5号の規定により30万円以下の罰金

### (3) 自営業g

- 第一種フロン類充填回収業者ではないものに、業務用エアコンに冷媒として充填されたフロン類を引き渡した疑い
  - ・ 法第41条（第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務）
  - ・ 罰則：法第104条第2号の規定により50万円以下の罰金
- フロン類が充填された業務用エアコンを引き渡したにもかかわらず、引取証明書の写しを交付しなかった疑い
  - ・ 法第45条の2第1項（引取証明書の写しの不交付）
  - ・ 罰則：法第105条第5号の規定により30万円以下の罰金

### (4) 会社員h

- 引取証明書等でフロン類が充填されていないことを確認せずに業務用エアコンを引き取った疑い
  - ・ 法第45条の2第4項（第一種特定製品の引取り等の制限）
  - ・ 罰則：法第104条第3号の規定により50万円以下の罰金
- 第一種フロン類充填回収業者ではないものに業務用エアコンを引き渡し、引取証明書の写しを交付しなかった疑い
  - ・ 法第45条の2第2項（引取証明書の写しの不交付）
  - ・ 罰則：法第105条第5号の規定により30万円以下の罰金

# 目次

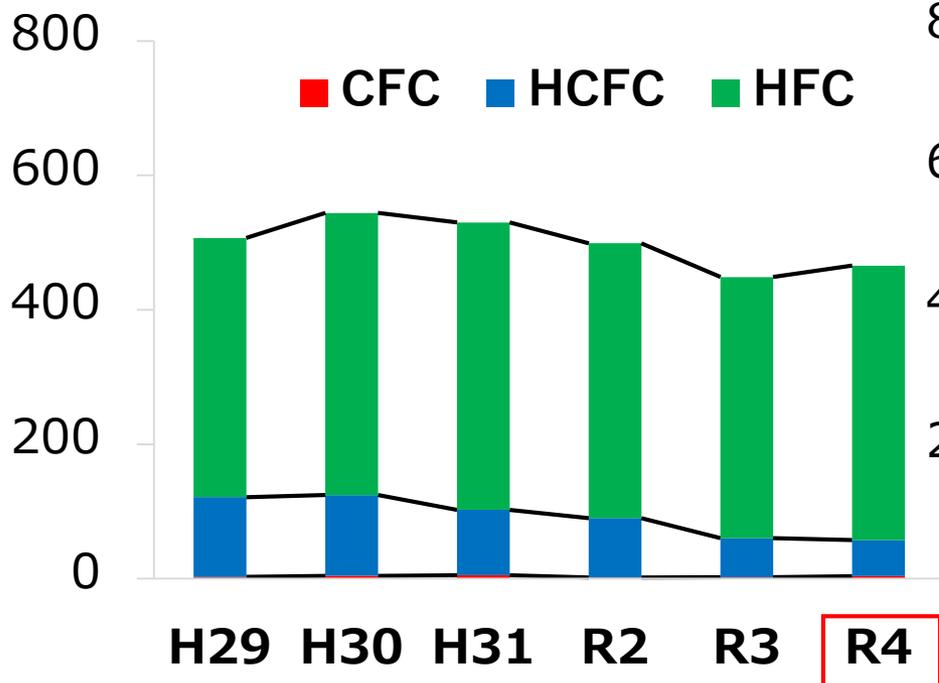
1. フロンの現状と法規制
2. フロンの削減に向けた都の取組
3. **立入指導事例**
  - 3-1. 事業所への立入指導事例（機器使用時）
  - 3-2. 解体現場への立入指導事例（機器廃棄時）
  - 3-3. **フロン類充填回収業者**  
充填回収業者への立入指導事例

# フロン充填量・回収量等の推移（東京都）

充填量：近年、充填量の8割以上はHFC

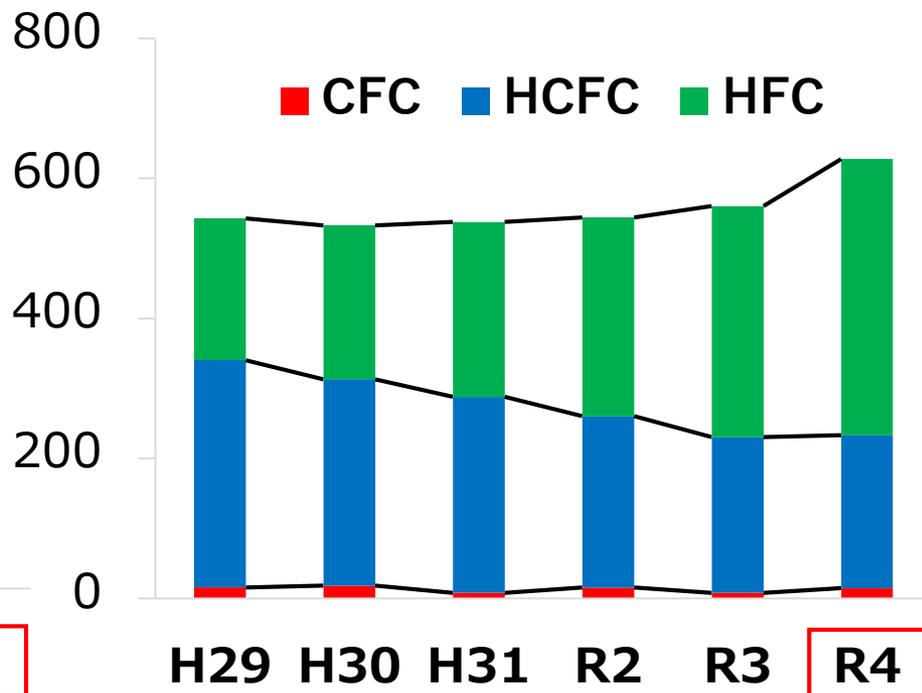
回収量：HCFCは減少傾向、HFCは増加傾向（R3比+18%）

充填量（トン）



フロン類充填等内訳の推移

回収量（トン）



フロン類回収量等内訳の推移

# 事例1：フロン類充填回収業者の登録（登録・更新・変更・廃業）

- 都において充填回収業者の登録の更新をせずに、充填回収事業を継続していた。

登録	登録は業を行う地域の知事に申請する（第27条）
更新	<b>5年ごとに更新</b> が必要（第30条第1項） 有効期限内に更新を受けない場合は、その登録の効力を失う
変更	法人や事業所の情報（名称や住所）に変更があった場合は、 <b>30日以内に変更届の提出が必要</b> （第31条第1項）
廃業	廃止した場合や法人の合併等により消滅した場合は、 <b>30日以内に廃業届の提出が必要</b> （第31条第1項）

提出書類はHPで確認できます。

東京都 充填回収業者登録申請

検索



## 事例 2: フロン類充填・回収・引取証明書の交付

- 充填回収業者は、回収依頼のあったフロン機器とは別に、回収作業をしていないフロンが抜けていると思われる機器の台数を「充填ゼロ確認欄」に依頼者が後日代筆（虚偽記載）することを認めてしまった（交付時は未記入）。

充填証明書 (設置時・整備時)	充填を行った日から <b>30日以内に管理者に交付</b> (第37条第4項)
回収証明書 (整備時)	回収を行った日から <b>30日以内に管理者に交付</b> (第37条第4項)
引取証明書 (廃棄時)	廃棄等実施者からフロン類を直接引き取った時は、 <b>30日以内※に引取証明書を交付（写し3年間保存）</b> （第45条第1項）
確認証明書 (廃棄時)	廃棄等実施者からフロン類が残存していないことの確認を依頼された場合は、 <b>確認証明書を交付（写し3年間保存）</b> （第41条）

※建物の全部または一部解体を伴う場合は90日以内

# フロン類が充填されていないことの確認

Q 「引取証明書」と「**確認証明書**」の違いについて

A 引取証明書は、機器廃棄時にフロン回収を依頼され、**結果回収がゼロだった場合に発行**（回収量欄にゼロと記載）します。  
**確認証明書は、フロンが充填されていないことの「確認依頼」を受けた場合のみ発行する書類になりますので御注意ください。**

※**相当の年月が経過し、明らかにフロン類が充填されていない機器は**「確認依頼」を受けて確認証明書を交付できます。

**<注意>** フロン類が充填されていないことの確認について

【確認作業の基準】（施行規則第27条の2第1項第1号）

- 施行規則第40条に定めるフロン類の回収に関する基準に従い、基準圧力以下まで吸引してもフロンが回収されないこと。
- フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、確認作業を自ら行い又は確認作業に立ち会うこと。

## 事例3：フロン類充填・回収量の記録と報告

- 都において充填回収業者登録をしているにもかかわらず、充填回収量報告をしていない。

### 記録

- 第一種特定製品の廃棄又は整備の際に充填回収したフロン類の数量等について、**記録を作成し、5年間保存**
- 記録は電磁的方法により作成・保存することも可能（第47条第1項）

### 報告

- 充填回収業者は、**東京都内で**第一種特定製品の廃棄又は整備の際に充填・回収したフロン類の数量等を記載した報告書を**年度終了後45日以内（毎年、5月15日まで）に、知事へ提出**
- **充填量・回収量がない場合でも「0」と記入して報告**（第47条3項）

※東京都では、毎年3月に当該年度の報告について様式等を送付

# フロン類充填量・回収量等の報告書記入要領

## 年度報告書の記入にあたっての注意点

【CFCの例】（HCFC、HFCも同様に記入）

（裏面）

CFC (R11、R12、R113等)	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	4 台	10 台	0 台	0 台	4 台	10 台
①充填した量	12.54 kg	35.21 kg	0 kg	0 kg	12.54 kg	35.21 kg
CFCを回収した第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	10 台	3 台	0 台	0 台	10 台	3 台
②回収した量	30.00 kg	10.24 kg	0 kg	0 kg	30.00 kg	10.24 kg
③年度当初に保管していた量（平成30年度末の残量）					0 kg	2.00 kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					30.00 kg	10.00 kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0 kg	0 kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量（旧7条業者）					0 kg	0 kg
⑧年度末に保管していた量					0 kg	2.24 kg

HCFC (R22等)

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1)エアコンディショナー	(2)冷蔵機器及び冷凍機器	(3)合計
	0 台	0 台	0 台

設置	新規設置時の 充填量・台数
設置以外	整備時の 充填量・台数
整備	整備時の 回収量・台数
廃棄等	廃棄時の 回収量・台数

数字は最後の枠までご記入ください。

引取証明書ではなく確認証明書を用いた台数

# 終わりに

引き続き、フロンの適正処理にご協力をお願いいたします。

HPにも各種情報を掲載しています。



東京都 フロン対策

検索

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当  
03-5388-3471 (直通)